

水戸市認定こども園の認定要件を定める条例の一部を改正する条例（案）

水戸市認定こども園の認定要件を定める条例（令和２年水戸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第５条第１号ウ中「20人」を「15人」に改め、同号エ中「30人」を「25人」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、改正後の第５条第１号の規定は、当分の間、適用しないことができる。この場合において、改正前の同号の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。